

保険料の納付について

保険料の納付方法

保険料の納付には、次の3つの方法があります。

- ①金融機関または郵便局の口座振替で納付する。
- ②納付書により直接金融機関または郵便局で納付する。(一部地域のみ)
- ③納付組合に加入して納付する。(一部地域のみ)

ここでは、保険料の納付についてよくあるご質問にお答えします。

質問1 納付書はいつ送られてきて、いつまでに納付すればいいの?

納付書は、冊子形式で下記の国民健康保険料カレンダーのとおり年に4回送付します。新年度の保険料が決定される6月には、保険料決定の通知書と第1期納付書・全納用納付書を送付します。その後、七月、十月、一月にそれぞれ3期分の納付書を冊子形式にまとめて送付します。各納期の納期限は表中のカッコ内に表示しています。この納期限は、口座振替の場合も同じです。

質問2 全納していて、途中で国民健康保険を脱退した時はどうなるの?

脱退手続きをした月の翌月下旬に還付通知を送付して、月割りで払い過ぎた保険料をお返しします。

平成17年度 国民健康保険料カレンダー

送付月 (各月中旬)	送付する書類
6月 (1回目)	保険料通知書(決定の通知) 全納納付書(平成17年6月30日) 第1期納付書(平成17年6月30日)
	第2期納付書(平成17年8月1日) 第3期納付書(平成17年8月31日) 第4期納付書(平成17年9月30日)
	第5期納付書(平成17年10月31日) 第6期納付書(平成17年11月30日) 第7期納付書(平成17年12月30日)
8月	
9月	
10月 (3回目)	第8期納付書(平成18年1月31日) 第9期納付書(平成18年2月28日) 第10期納付書(平成18年3月31日)
11月	
12月	
1月 (4回目)	第8期納付書(平成18年1月31日) 第9期納付書(平成18年2月28日) 第10期納付書(平成18年3月31日)
2月	
3月	

※年度途中で、減免や加入脱退により保険料が変更になった場合は、このカレンダーどおりの送付とならない場合もあります。

また、その場合、既に送付されている同じ納期限の納付書が重複する場合がありますので、ご不明の際は国保収納グループまでお問い合わせください。

質問5 納期限内に納付しないとどうなるの?

保険料の精算が済んでいない場合が考えられます。脱退手続き時に精算された方は行き違います。ご不明の場合は国保収納グループまでお尋ねください。

質問4 国民健康保険以外の健康保険に加入している世帯主宛てに納付書がくるのはなぜ?

保険料は住民登録上の世帯単位で計算します。保険料の納付義務者は、世帯主ということになります。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯員に国民健康加入者がいる場合は、国民健康保険料の納付義務者は世帯主になります。

質問6 既に納付済みなのに、督促状が送付されてきたのはなぜ?

納付された保険料が金融機関等から市に入金されるまでには相当の日数が必要です。納期限が過ぎてから納付された場合は、入金の確認が間に合わず督促状が送付される場合がありますので、納期内納付にご協力ください。

翌月には督促状が届きます。早急にお近くの金融機関等で納付してください。
なお、督促状には、督促の期限を記載していますが、さらに、この期限までに納付されない場合には、市から催促の電話がかかります。集金にお伺いする場合があります。

質問8 さらに長期間滞納が続くとどうなるの?

状況によって分割納付(分納)などの徴収猶予を行なうこともできますので、滞納のままにせず早めに国保収納グループへご相談ください。

質問7 保険料の納付が困難なときはどうすればいいの?

保険料の納付は便利な口座振替で

◎口座振替申込みの手続き

申込み書類(口座振替依頼書)は、市内の金融機関・郵便局にあります。

《手続きに必要なもの》

- ①世帯主の印鑑
- ②預・貯金通帳用の印鑑
- ③預・貯金通帳
- ④被保険者証番号

資格証明書(資格書)が交付されます。資格書により受診した場合は、診療費等をいつたん全額自己負担したうえで、後日市に保険料の支給申請することになります。